

大田市告示第135号

大田市駅前自転車等駐輪場及び仁万駅前自転車等駐輪場に放置されていた自転車を撤去、保管しましたので、大田市自転車等駐輪場の設置及び管理に関する条例第8条第3項の規定により告示します。

令和4年7月14日

大田市長 楫野弘和

- (1) 自転車等の放置されていた場所  
大田市駅前自転車等駐輪場 大田市大田町大田イ699番地2  
仁万駅前自転車等駐輪場 大田市仁摩町仁万717番地10
- (2) 移動し、保管した自転車等の台数  
自転車 20 台
- (3) 移動し、保管した年月日  
令和4年7月14日
- (4) 保管及び返還の場所  
旧労働福祉会館
- (5) 保管期間  
令和4年7月14日から令和5年1月13日まで
- (6) 返還事務を行う時間  
平日：午前8時30分から午後5時まで
- (7) 返還を受けるために必要な事項  
本人と確認できるもの（運転免許証、保険証、学生証等）
- (8) 問い合わせ先  
大田市役所 政策企画部 まちづくり定住課  
電話 0854-83-8029